

平成15年度 奨学事業に関する実態調査の結果（平成16年3月1日現在）

（注意）

1. 名称は平成16年3月1日現在のものである。
2. 図・表における計数は四捨五入の関係で内訳の数と合計が一致しない場合がある。

1. 事業の概要（A表）

平成15年度に奨学団体等が行った奨学金の給・貸与事業の概要はA表のとおりである。

前回調査（平成11年度）と比較すると、事業主体数は減少し、奨学生数、年間奨学金総額については増加している。

まず、事業主体数についてみると、平成15年度に奨学事業を実施した事業主体は2,814となっており、前回調査との比較では、主体数で578、割合では17.0%の減となっている。

また、奨学生数及び年間奨学金総額においては、前回調査に比べ、それぞれ30,599人（12.8%）、86億円（13.6%）の増となり、平成15年度では奨学生数27万人、年間奨学金総額721億円となっている。

A表 奨学金の給・貸与事業の概要

区 分	事業主体数	奨学生数	年間奨学金総額
平成15年度調査	2,814	269,811人	72,082,068千円
（増減数）	（△ 578）	（30,599）	（8,617,513）
（増減率）	（△ 17.0%）	（12.8%）	（13.6%）
平成11年度調査	3,392	239,212人	63,464,555千円

2. 事業主体（B表、図1、C表、D表）

奨学金の給・貸与事業を行っている事業主体の内訳をみると地方公共団体が215減少し、809になった。

また、学校、公益法人も減少している。（B表）

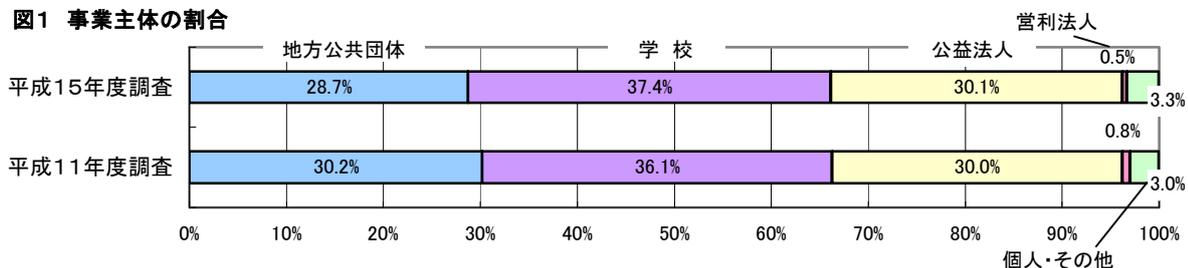
B表 奨学金の給・貸与事業の事業主体数

区 分	地方公共団体	学校	公益法人	営利法人	個人・その他	計
平成15年度調査	809	1,052	847	13	93	2,814
（増減数）	（△ 215）	（△ 172）	（△ 169）	（△ 14）	（△ 8）	（△ 578）
（増減率）	（△ 21.0%）	（△ 14.1%）	（△ 16.6%）	（△ 51.9%）	（△ 7.9%）	（△ 17.0%）
平成11年度調査	1,024	1,224	1,016	27	101	3,392

事業主体を「地方公共団体」「学校」「公益法人」「営利法人」「個人・その他」の割合で分類してみると、学校の割合が最も多く全体の37.4%を占めており、次に公益法人30.1%、地方公共団体28.7%となっている。

前回調査との比較では、全体に同程度の割合となっている。（図1）

図1 事業主体の割合



奨学金を支給する形態としては、給与、貸与あるいは両者の併用があるが、事業主体数についてその状況をみると全体では給与53.5%、貸与38.2%と給与の方が多くなっているが、前回に比べて給与の割合がやや減少している。

また、事業主体別にみると、地方公共団体では70.5%と貸与が多くなっているが、その他の事業主体では学校62.0%、公益法人69.7%、営利法人76.9%、個人・その他76.3%とそれぞれ給与の割合が多くなっている。(C表)

C表 給与・貸与別事業主体数

区分	地方公共団体	学校	公益法人	営利法人	個人・その他	計	平成11年度調査
給与	(22.6%) 183	(62.0%) 652	(69.7%) 590	(76.9%) 10	(76.3%) 71	(53.5%) 1,506	(56.2%) 1,907
貸与	(70.5%) 570	(25.0%) 263	(25.5%) 216	(23.1%) 3	(23.7%) 22	(38.2%) 1,074	(38.5%) 1,306
給与・貸与	(6.9%) 56	(13.0%) 137	(4.8%) 41	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(8.3%) 234	(5.3%) 179
計	(100.0%) 809	(100.0%) 1,052	(100.0%) 847	(100.0%) 13	(100.0%) 93	(100.0%) 2,814	(100.0%) 3,392

(注) ()内は構成比(%)である。

さらに、事業主体が奨学金の対象としている学校種別の状況を見ると、地方公共団体については高等学校を対象としているもの(28.3%)と大学・大学院を対象としているもの(28.1%)の割合がほぼ同じ程度となっている。一方、学校、公益法人では高等学校より大学・大学院を対象としているものの方が多くなっており、それぞれ全体に占める割合は学校で45.9%、公益法人では48.3%となっている。(D表)

D表 事業主体別、対象学校種別の事業主体数(延数)

区分	地方公共団体	学校	公益法人	営利法人	個人・その他	計	平成11年度調査
大学院	(3.7%) 90	(17.2%) 275	(16.2%) 274	(63.2%) 12	(8.2%) 11	(11.3%) 662	(10.4%) 708
大学	(24.4%) 593	(28.7%) 459	(32.1%) 544	(26.3%) 5	(20.1%) 27	(27.7%) 1,628	(27.2%) 1,845
短期大学	(15.6%) 380	(13.9%) 223	(8.9%) 150	(0.0%) 0	(9.0%) 12	(13.0%) 765	(14.7%) 998
高等専門学校	(11.0%) 268	(0.4%) 6	(6.1%) 104	(0.0%) 0	(3.7%) 5	(6.5%) 383	(6.4%) 437
高等学校	(28.3%) 688	(26.0%) 416	(27.0%) 457	(10.5%) 2	(44.0%) 59	(27.6%) 1,622	(28.2%) 1,913
専修学校	(12.6%) 306	(8.6%) 137	(5.4%) 91	(0.0%) 0	(9.0%) 12	(9.3%) 546	(8.2%) 558
その他	(4.4%) 106	(5.2%) 83	(4.4%) 74	(0.0%) 0	(6.0%) 8	(4.6%) 271	(4.7%) 321
計	(100.0%) 2,431 <41.4%	(100.0%) 1,599 <27.2%	(100.0%) 1,694 <28.8%	(100.0%) 19 <0.3%	(100.0%) 134 <2.3%	(100.0%) 5,877 <100.0%	(100.0%) 6,780

(注) 1. 区分欄「その他」は、各種学校等である。

2. ()、< >は構成比(%)である。

3. 奨学生数（E表、図2、F表、G表）

奨学生数について、事業主体別、学校種別に分類してみるとE表のとおりであり、奨学生数を事業主体別にみると、最も多いのは地方公共団体の34.8%で、次いで公益法人の32.5%、学校の32.1%となっており、これらでほぼ全体を占めている。

また、日本育英会の奨学生数と比較すると奨学団体等の27万人に対し、日本育英会は86万4千人であり、日本育英会の事業が両者を合わせた合計の76%以上を占める状況となっている。

E表 事業主体別、学校種別奨学生数

(単位:人)

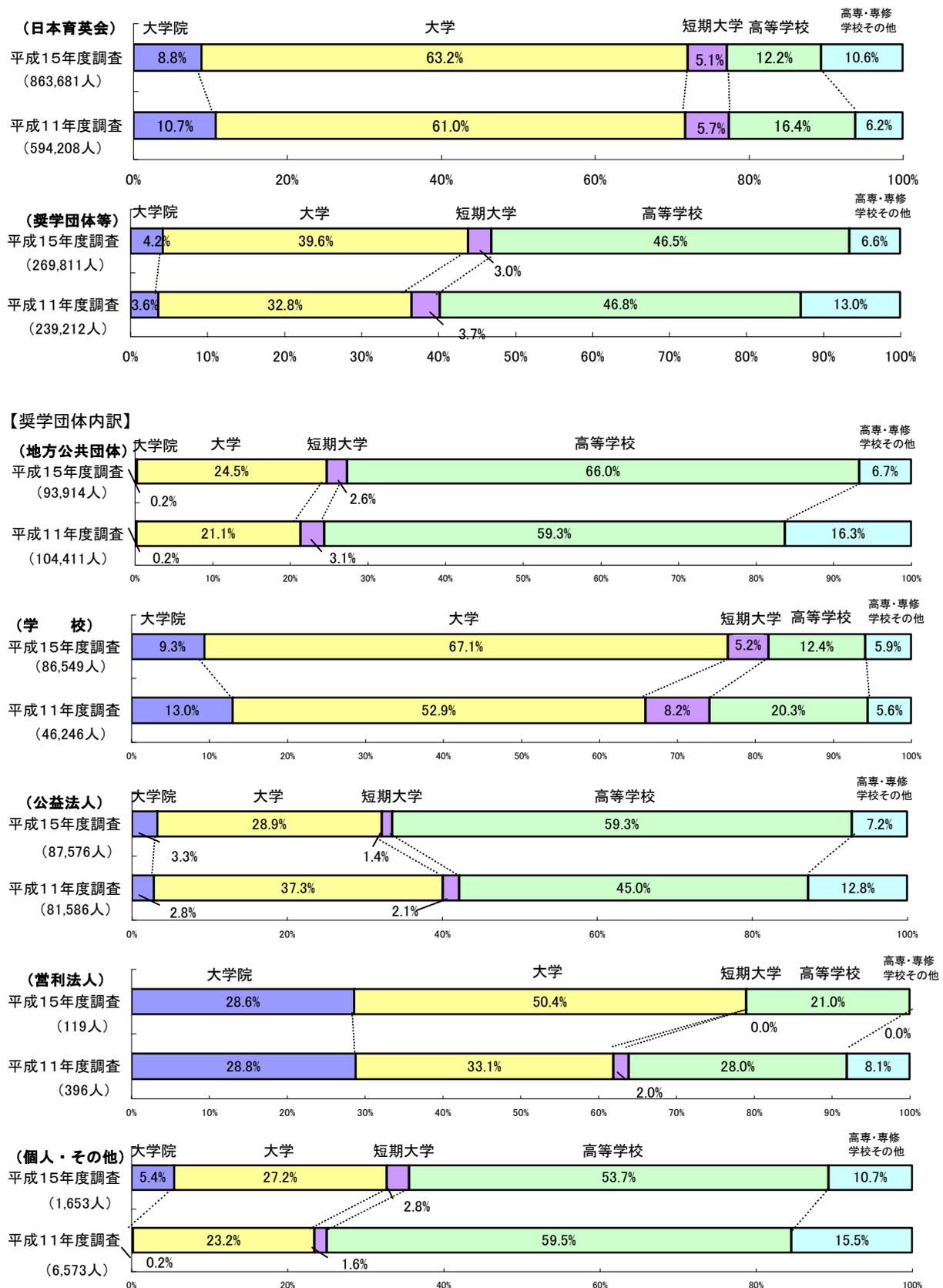
区 分	奨 学 団 体 等						日本育英会	合計	奨学団体等 平成11年度 調査
	地方公共団体	学校	公益法人	営利法人	個人・その他	計			
大学院	(0.2%) 210	(9.3%) 8,078	(3.3%) 2,865	(28.6%) 34	(5.4%) 90	(4.2%) 11,277	(8.8%) 76,231	(7.7%) 87,508	(3.6%) 8,693
大 学	(24.5%) 22,971	(67.1%) 58,112	(28.9%) 25,338	(50.4%) 60	(27.2%) 450	(39.6%) 106,931	(63.2%) 546,052	(57.6%) 652,983	(32.8%) 78,580
短期大学	(2.6%) 2,469	(5.2%) 4,489	(1.4%) 1,218	(0.0%) 0	(2.8%) 47	(3.0%) 8,223	(5.1%) 44,013	(4.6%) 52,236	(3.7%) 8,860
高等専門 学校	(1.0%) 913	(0.0%) 38	(0.5%) 421	(0.0%) 0	(0.5%) 9	(0.5%) 1,381	(0.8%) 6,566	(0.7%) 7,947	(1.6%) 3,709
高等学校	(66.0%) 61,938	(12.4%) 10,768	(59.3%) 51,891	(21.0%) 25	(53.7%) 888	(46.5%) 125,510	(12.2%) 105,432	(20.4%) 230,942	(46.8%) 112,063
専修学校	(5.0%) 4,696	(5.1%) 4,376	(3.6%) 3,186	(0.0%) 0	(5.5%) 91	(4.6%) 12,349	(9.9%) 85,387	(8.6%) 97,736	(5.8%) 13,921
その他	(0.8%) 717	(0.8%) 688	(3.0%) 2,657	(0.0%) 0	(4.7%) 78	(1.5%) 4,140	(-) -	(0.4%) 4,140	(5.6%) 13,386
計	(100.0%) 93,914 <34.8%>	(100.0%) 86,549 <32.1%>	(100.0%) 87,576 <32.5%>	(100.0%) 119 <0.0%>	(100.0%) 1,653 <0.6%>	(100.0%) 269,811 <100.0%>	(100.0%) 863,681	(100.0%) 1,133,492	(100.0%) 239,212
平成11年度 調査	104,411 <43.6%>	46,246 <19.3%>	81,586 <34.1%>	396 <0.2%>	6,573 <2.7%>	239,212 <100.0%>	594,208	833,420	

(注) 1. 区分欄「その他」は、各種学校等である。

2. ()、< > は構成比 (%) である。

次に、これらの奨学団体等の奨学生数を学校種別ごとに日本育英会の場合と比較すると図2のとおりである。日本育英会では、大学が全奨学生数の63.2%を占め、高等学校の割合は12.2%であるのに対し、奨学団体等の場合には、大学が39.6%、高等学校が46.5%となっている。また、奨学団体等の事業主体別の内訳をみると、地方公共団体、公益法人の場合は、大学より高等学校の割合が高く、半数以上が高等学校奨学生となっている。これに対し学校の場合は、大学の割合の方が高くなっている。

図2 事業主体別、学校種別、奨学生数の割合



奨学生数を給与・貸与の別にみると、全体では給与39.0%、貸与40.1%と若干貸与の割合が高くなっており、事業主体別でみると、地方公共団体、営利法人の場合は給与が、公益法人の場合は貸与が多くなっている。(F表)

F表 給与・貸与別奨学生数

(単位：人)

区分	地方公共団体	学校	公益法人	営利法人	個人・その他	計	平成11年度調査
給与	(48.6%) 45,602	(40.0%) 34,623	(26.9%) 23,543	(89.1%) 106	(75.9%) 1,254	(39.0%) 105,128	(46.5%) 111,186
貸与	(42.6%) 40,027	(8.5%) 7,384	(68.9%) 60,382	(10.9%) 13	(24.1%) 399	(40.1%) 108,205	(43.8%) 104,846
給与・貸与	(8.8%) 8,285	(51.5%) 44,542	(4.2%) 3,651	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(20.9%) 56,478	(9.7%) 23,180
計	(100.0%) 93,914	(100.0%) 86,549	(100.0%) 87,576	(100.0%) 119	(100.0%) 1,653	(100.0%) 269,811	(100.0%) 239,212

(注) () 内は構成比(%)である。

奨学生数ごとに事業主体の実施規模をみると、奨学生数が10人未満のものから1,000人以上のものまで、その規模は様々であるが、全体的には小規模のものが多く、奨学生数30人未満のものが全体の約3分の2を占めている。(G表)

G表 奨学生数別・事業主体数

区分	地方公共団体	学校	公益法人	営利法人	個人・その他	計	平成11年度調査
10人未満	(16.1%) 130	(44.1%) 464	(28.9%) 245	(61.5%) 8	(62.4%) 58	(32.2%) 905	(35.7%) 1,211
10～20人	(17.4%) 141	(16.1%) 169	(20.1%) 170	(30.8%) 4	(22.6%) 21	(17.9%) 505	(20.0%) 678
20～30人	(17.4%) 141	(8.4%) 88	(11.8%) 100	(0.0%) 0	(4.3%) 4	(11.8%) 333	(10.7%) 364
30～40人	(9.9%) 80	(5.7%) 60	(10.3%) 87	(7.7%) 1	(2.2%) 2	(8.2%) 230	(8.0%) 270
40～50人	(6.2%) 50	(3.2%) 34	(5.9%) 50	(0.0%) 0	(1.1%) 1	(4.8%) 135	(4.9%) 165
50～100人	(16.6%) 134	(10.5%) 110	(11.8%) 100	(0.0%) 0	(4.3%) 4	(12.4%) 348	(10.3%) 348
100～500人	(12.7%) 103	(9.9%) 104	(9.1%) 77	(0.0%) 0	(3.2%) 3	(10.2%) 287	(8.8%) 299
500～1,000人	(2.3%) 19	(1.0%) 11	(0.6%) 5	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(1.2%) 35	(0.9%) 31
1,000人以上	(1.4%) 11	(1.1%) 12	(1.5%) 13	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(1.3%) 36	(0.8%) 26
計	(100.0%) 809	(100.0%) 1,052	(100.0%) 847	(100.0%) 13	(100.0%) 93	(100.0%) 2,814	(100.0%) 3,392

(注) () 内は構成比(%)である。

4. 年間奨学金総額（H表、I表）

平成15年度に支給した奨学金総額を事業主体別、学校種別に分類してみるとH表のとおりであり、年間奨学金総額は720億8千2百万円で、前回調査に比べて86億1千8百万円（13.6%）の増となっている。

奨学金総額を事業主体別の割合で見ると、公益法人が最も多く41.4%を占めており、次いで学校29.9%、地方公共団体27.9%となっている。また、学校種別の割合では、大学が48.2%を占めており、次いで高等学校が33.6%となっている。

なお、日本育英会が支給している奨学金総額は、奨学団体等が支給している奨学金総額の約8倍の5,827億円となっており、日本育英会奨学金の支給額全体に占める割合は89.0%となっている。

H表 事業主体別、学校種別の年間奨学金支給総額

（単位：千円）

区分	奨学団体等						日本育英会	合計	奨学団体等 平成11年度 調査
	地方公共団体	学校	公益法人	営利法人	個人・その他	計			
大学院	(0.5%) 98,912	(12.4%) 2,683,213	(9.1%) 2,715,667	(47.7%) 31,360	(20.2%) 102,223	(7.8%) 5,631,375	(14.3%) 83,600,855	(13.6%) 89,232,230	(6.3%) 3,992,546
大学	(44.5%) 8,953,893	(64.3%) 13,872,914	(39.1%) 11,675,237	(47.9%) 31,460	(45.2%) 229,301	(48.2%) 34,762,805	(64.0%) 373,170,553	(62.3%) 407,933,358	(49.7%) 31,566,995
短期大学	(4.2%) 837,349	(4.4%) 952,343	(2.2%) 650,131	(0.0%) 0	(4.4%) 22,283	(3.4%) 2,462,106	(5.3%) 30,728,088	(5.1%) 33,190,194	(4.7%) 2,978,372
高等専門学校	(1.0%) 191,354	(0.1%) 12,554	(0.5%) 137,200	(0.0%) 0	(0.4%) 2,028	(0.5%) 343,136	(0.4%) 2,585,011	(0.4%) 2,928,147	(1.4%) 917,783
高等学校	(41.2%) 8,287,283	(13.1%) 2,814,636	(43.8%) 13,071,940	(4.4%) 2,894	(12.0%) 61,029	(33.6%) 24,237,782	(4.9%) 28,590,217	(8.1%) 52,827,999	(27.6%) 17,522,018
専修学校	(7.7%) 1,540,475	(5.2%) 1,112,272	(3.8%) 1,148,286	(0.0%) 0	(5.7%) 29,024	(5.3%) 3,830,057	(11.0%) 63,995,415	(10.4%) 67,825,472	(7.6%) 4,802,682
その他	(1.0%) 201,867	(0.5%) 114,145	(1.5%) 437,430	(0.0%) 0	(12.1%) 61,365	(1.1%) 814,807	(-) -	(0.1%) 814,807	(2.7%) 1,684,159
計	(100.0%) 20,111,133 <27.9%>	(100.0%) 21,562,077 <29.9%>	(100.0%) 29,835,891 <41.4%>	(100.0%) 65,714 <0.1%>	(100.0%) 507,253 <0.7%>	(100.0%) 72,082,068 <100.0%>	(100.0%) 582,670,139	(100.0%) 654,752,207	(100.0%) 63,464,555

平成11年度調査	18,678,178 <29.4%>	16,463,919 <25.9%>	25,737,414 <40.6%>	204,387 <0.3%>	2,380,657 <3.8%>	63,464,555 <100.0%>	351,626,443	415,090,998
----------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-------------------	---------------------	------------------------	-------------	-------------

- (注) 1. 区分欄「その他」は、各種学校等である。
2. ()、< > は構成比 (%) である。

給・貸与別の支給額については、貸与の割合が支給総額の53.0%と給与より多くなっており、事業主体数の給・貸与別の状況とは逆の傾向を示している。(I表)

I表 給・貸与別事業主体別奨学金支給総額

（単位：千円）

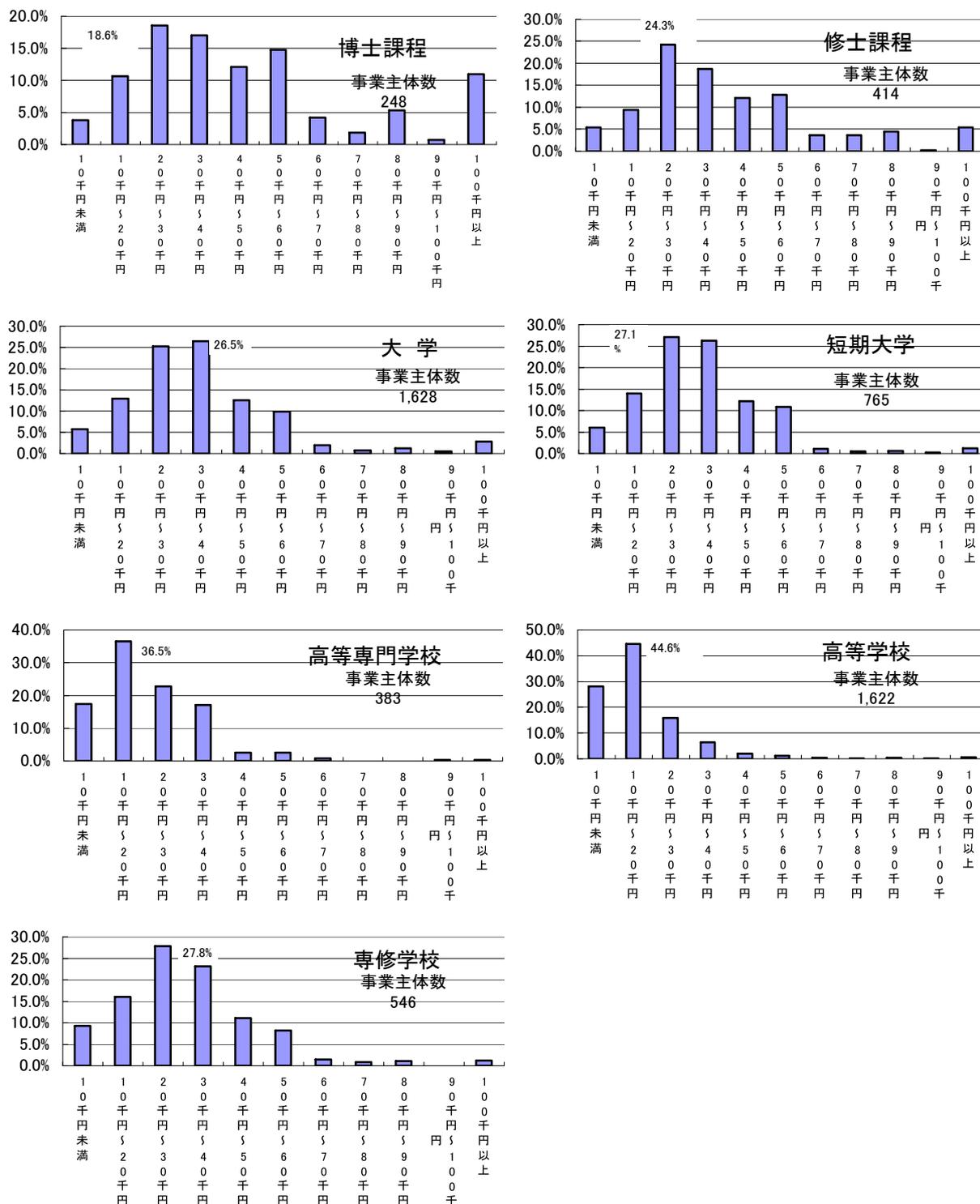
区分	地方公共団体	学校	公益法人	営利法人	個人・その他	計	平成11年度 調査
給与	(21.8%) 4,387,248	(35.3%) 7,620,191	(27.3%) 8,147,444	(86.3%) 56,734	(73.2%) 371,301	(28.6%) 20,582,918	(29.3%) 18,575,006
貸与	(70.5%) 14,180,803	(17.0%) 3,664,070	(67.6%) 20,180,905	(13.7%) 8,980	(26.8%) 135,952	(53.0%) 38,170,710	(58.1%) 36,885,761
給・貸与	(7.7%) 1,543,082	(47.7%) 10,277,816	(5.1%) 1,507,542	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(18.5%) 13,328,440	(12.6%) 8,003,788
計	(100.0%) 20,111,133	(100.0%) 21,562,077	(100.0%) 29,835,891	(100.0%) 65,714	(100.0%) 507,253	(100.0%) 72,082,068	(100.0%) 63,464,555

- (注) () 内は構成比 (%) である。

5. 奨学金の月額（図3、J表）

学校種別ごとの奨学金月額を事業主体数の割合で見ると、図3のとおりである。大学では30～40千円のもの26.5%と最も高くなっており、大学院博士課程、大学院修士課程、短期大学、専修学校の場合では、20～30千円が多く、それぞれ18.6%、24.3%、27.1%、27.8%となっている。また、高等専門学校、高等学校では、10～20千円がそれぞれ36.5%、44.6%と最も高くなっている。

図3 奨学金月額別事業主体数の割合



なお、年間奨学金総額を総奨学生数で除した奨学金月額を学校種別にみると、大学院が約4：千円と最も高く、次いで大学、専修学校、短期大学の順となっている。（J表）

J表 学校種別平均奨学金月額

区 分	年 間 支 給 総 額	奨 学 生 数	平 均 月 額
	千円	人	円
大学院	5,631,375	11,277	41,614
大 学	34,762,805	106,931	27,091
短期大学	2,462,106	8,223	24,951
高等専門学校	343,136	1,381	20,706
高等学校	24,237,782	125,510	16,093
専修学校	3,830,057	12,349	25,846
その他	814,807	4,140	16,401
計	72,082,068	269,811	22,263

6. 奨学生採用基準・日本育英会との関係（K表、L表）

事業主体が奨学生を採用する際は、公正な選考に努める必要がある。その基準を学力、家計についてみると、全体としては学力・家計を同程度にみているところが多く56.9%となっている。（K表）

K表 奨学生選考重視基準別事業主体数

区 分	地方公共団体	学 校	公益法人	営利法人	個人・その他	計	平成11年度 調査
学力重視	(3.6%) 29	(24.0%) 253	(12.8%) 108	(38.5%) 5	(12.9%) 12	(14.5%) 407	(18.0%) 611
家計重視	(30.2%) 244	(24.3%) 256	(13.2%) 112	(15.4%) 2	(18.3%) 17	(22.4%) 631	(22.6%) 767
学力・家計を同 程度	(61.4%) 497	(45.4%) 478	(66.7%) 565	(46.2%) 6	(60.2%) 56	(56.9%) 1,602	(52.8%) 1,791
その他	(4.8%) 39	(6.2%) 65	(7.3%) 62	(0.0%) 0	(8.6%) 8	(6.2%) 174	(6.6%) 223
計	(100.0%) 809	(100.0%) 1,052	(100.0%) 847	(100.0%) 13	(100.0%) 93	(100.0%) 2,814	(100.0%) 3,392

日本育英会との併給の可否の状況をみると、併給可としている割合が事業主体総数の74.7%となっている。（L表）

L表 日本育英会との併給の可否別事業主体数

区分	地方公共団体	学 校	公益法人	営利法人	個人・その他	計	平成11年度 調査
併給可	(60.0%) 485	(85.3%) 897	(77.2%) 654	(61.5%) 8	(62.4%) 58	(74.7%) 2,102	(74.3%) 2,519
併給不可	(40.0%) 324	(14.7%) 155	(22.8%) 193	(38.5%) 5	(37.6%) 35	(25.3%) 712	(25.7%) 873
計	(100.0%) 809	(100.0%) 1,052	(100.0%) 847	(100.0%) 13	(100.0%) 93	(100.0%) 2,814	(100.0%) 3,392